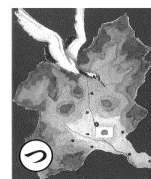




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第24号)

目次

条 例	ページ
○群馬県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	2

■ 条 例

群馬県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第四十六号

群馬県税条例等の一部を改正する条例

(群馬県税条例の一部改正)

第一条 群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の五第一項中「よつて」を「より」に改め、同項第一号中「及び次条第二項」を「並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「よつて」を「より」に改める。

第四十二条の六に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第二条の三の四第二項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他施行令第八条の四の二において準用する施行令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則第二条の五の二に規定するところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第四十二条の八中「第二条の五の二本文」を「第二条の五の三第一項本文」に改め、同条ただし書中「第二条の五の二ただし書」を「第二条の五の三第一項ただし書及び同条第二項」に改める。

第四百四十六条の十一第四項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第七項中「記名押印」を「記名」に改める。

第四百七条の七第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(1)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

第四百七条の七第一項第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百七条の七第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ中「第九条の四第五項」を「第九条の四第六項」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年年度の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第四百七条の七第一項第二号イ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第七項」に改め、同号イ(1)(i)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「第九條の第二十六項」を「第九條の第二十八項」に改め、同号イ(1)(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「第九條の第二十七項」を「第九條の第二十九項」に改め、同号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百七条の七第一項第二号ロ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第八項」に改め、同号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百七条の七第一項第三号ニを削り、同号ハ中「第九条の四第十項」を「第九条の四第十三項」に改め、同号ハ(1)(i)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「第九條の第二十四項」を「第九條の第二十九項」に、「次項第三号ハ(1)(i)」を「次項第三号ニ(1)(i)」に改め、同号ハ(1)(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「第九條の第二十五項」を「第九條の第三十項」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第九條の四第九項」を「第九條の四第十二項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号

イ中「第九条の四第八項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号イ(1)(i)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十九項に規定するもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)」を「平成三十年軽油軽中量車基準」に改め、同号イ(1)(ii)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)」を「平成二十一年軽油軽中量車基準」に改め、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第九項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十二項に規定するもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。))又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十三項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。))に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十項に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百四十七条の七第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項」に改め、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百四十七条の七第二項第一号ロを削り、同号ハ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。第四百四十七条の七第二項第三号ニを削り、同号ハ中「第九条の四第二十一項」を

「第九条の四第二十二項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第九条の四第二十項」を「第九条の四第二十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

(1) 平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百四十七条の七第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一項(第一号イからハまで)」を「第一項(第一号イからニまで)」に、「第二項(第一号イからハまで)」を「第二項(第一号イ及びロ)」に改め、「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」の下に「令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十一項に規定する方法並びに」を加え、「施行規則第九条の二第二十七項」を「同条第三十二項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十三項」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ(2)	エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十四条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)	エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十四条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)
	エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十四条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)	エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十四条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)

第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六
第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率 であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十
第一項第一号ロ(3)及びハ(2)	令和二十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
	るべき事項を勘案して施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五	るべき事項を勘案して施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一

第二項第一号イ(3)	令和二十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十
第二項第一号ロ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

5 第四十七条の七に次の一項を加える。

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)
及び第二項(第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。)の規定は、令和二十二年基準エネルギー消費効率等算定自動車(令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十二項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第一項第一号イ(2)	エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十四条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)	エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十四条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)
	エネルギー消費効率(以下この条において同じ。)	エネルギー消費効率(以下この条において同じ。)

第一項第一号イ(2)	第一項第一号イ(2) 第二号ロ及び第三号イ(2)	下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五	下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十四
第一項第一号ロ(2)	第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第二号イ(2)	第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五
第一項第二号ロ(2)	第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五
第一項第三号イ(2)	第一項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五
第一項第三号ロ(2)	第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五

附則第十四条の二の三第一項中、「同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。）」及び「特定保有株式」を削る。

附則第十五条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「各事業年度(」の下に「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度、」を加え、「次に掲げる要件を満たす場合(当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を「当該法人の同法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合」に、「当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「当該法人の同項第四号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「各事業年度の法第七十二条の十四に規定する収益配分額」を「法第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額」に、「当該収益配分額」を「当該報酬給与額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「次に掲げる要件を満たす場合(当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第四号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を「当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第四号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第五号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合」に、「当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「当該法人の同項第三号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第七十二条の二十五第八項」の下に「若しくは第十一項」を加え、「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額」に改める。

附則第十八条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十条第一項、第三項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の二第二項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の二の二第二項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條の五第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項の表十の項中「鋳さいガラス製造業を営む者の」を「鋳さいガラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二條の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）」に改め、同表十五の項中「いう」の下に「。以下この項において同じ」を、「除く。」の下に「で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四條第十二項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第十四條の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの（一般廃棄物の処分のために使用する）とが必要であると認められるものを除く。」以外のものを加える。

附則第二十二條の八の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同條第二項中「同條第四項」の下に「又は第五項」を、「第二号ロ」の下に「若しくは第三号ロ（これらの規定を同條第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同條に次の二項を加える。

3 知事は、第四百四十七條の七第一項第三号に規定する軽油自動車（以下この条及び附則第二十三條において「軽油自動車」という。）のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（附則第二十三條において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（附則第二十三條において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車（同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。）に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたとき

に限り、第四百四十七條第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、環境性能割を課さない。

4 知事は、第四百四十七條の七第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十七條第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、環境性能割を課さない。

附則第二十二條の九第一項中「同條第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同條第二項中「同條第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第二十三條第一項中「第三項第一号及び次條第三項」及び「第三項第二号及び次條第三項」を「以下この条及び次條第三項」に、「第二條第十六項」を「第二條第十七項」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第四百四十七條の七第一項第三号に規定する軽油自動車（第三項第六号において「軽油自動車」という。）」を「軽油自動車」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同條第三項中「、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割（法第百七十七條の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り）を削り、「当該自動車（令和二年四月一日）を「当該自動車（キャンピング車を除く。）が令和二年四月一日」に、「第四百四十九條の」を「同條の」に改め、同項第二号中「道路運送車両法第四十一條」を「道路運送車両法第四十一條第一項」に改め、「施行規則附則第五條の二第一項に規定するもの」の下に「（第六項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）」を加え、「同法第四十一條」を「同法第四十一條第一項」に改め、「もの（以下この号）の下に「及び第六項第二号」を加え、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号）」を「平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下こ

の条」に、「同条第一項第一号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(iii)」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号)」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準(以下この条)」に、「同号イ(2)」を「同号イ(3)」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号)」を「平成三十年石油ガス軽中量車基準(以下この条)」に、「同条第一項第二号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号)」を「平成十七年石油ガス軽中量車基準(以下この条)」に改め、同項第六号中「第四百七十七条の七第一項第三号イ(1)(i)に規定する」及び「同号イ(1)(ii)に規定する」を削り、同条第四項中「次に掲げる自動車」の下に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)」が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)」に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り」を削り、「当該自動車(キャンピング車を除く。)」が令和二年四月一日に、「第四百九十九条の」を「同条の」に改め、同条第五項中「第三項(第四号及び第五号を除く。)」を「第三項第一号から第三号まで」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 次に掲げる自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。))に対する第四百四十九条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成

二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 第三項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。))のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百七十七条の七第一項第一号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。))のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。))のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの

7 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。))に対する第四百四十九条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合

には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の第二十一項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の第二十二項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の第二十三項に規定するもの
附則第三十四条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第七条の四の二第一項及び第三項並びに附則第七条の四の三第三項の規定の適用については、附則第七条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第七条の四の三第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第三十五条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告さ

れたものに限る。)である感染症」に改める。

(群馬県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第八項から第十項までの規定中「二年新条例」を「二年十月新条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中第四百七十七条の七第一項第一号イ(1)の改正規定、同項第二号イ(1)の改正規定(「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める部分に限る。)、同号イ(1)の改正規定(「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める部分に限る。)、同項第三号ハ(1)(i)の改正規定(「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める部分に限る。)、及び同号ハ(1)(ii)の改正規定(「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める部分に限る。)(「道路運送車両法第四十一条」に限る。)(並びに附則第二十三条第三項第二号の改正規定(「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に改める部分及び「同法第四十一条」を「同法第四十一条第一項」に改める部分に限る。)(並びに附則第三十五条第一項の改正規定並びに第二条の規定については、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県県税条例(以下「新条例」という。)(附則第十四条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。)(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課

する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
